

- 変更は平成 30 年 4 月 1 日から適用されます。
- 自己負担割合が 2 または 3 割の方は変更後の料金に 2 または 3 を乗じた金額が利用料金となります。(3 割負担は平成 30 年 8 月 1 日から)
- 総合事業につきましては、料金の変更はございません (平成 30 年 10 月変更予定)
- 加算料金の記号について

◎：基本的にすべての方に適用される加算
○：対象の方のみ適用される加算
△：今後、体制が整えば適用される加算

## 1 通所介護 (デイサービス) 料金変更表

通所介護利用料金 (1 日あたり)

(単位 円)

	区分	変更前 7～9 時間未満	変更後	
			上段 7～8 時間未満	下段 8～9 時間未満
基本料金	要介護 1	656	645	656
	要介護 2	775	761	775
	要介護 3	898	883	898
	要介護 4	1021	1003	1021
	要介護 5	1144	1124	1144
加算料金	◎ 入浴加算	50	50	50
	△ 個別機能訓練加算	なし	(I)46 (II)56 (注)	
	◎ サービス提供体制強化加算	(II)6	(II)6	
	△ 認知症加算	60	60	
	◎ 中重度者ケア体制加算	45	45	
	△ ADL 維持等加算		(I)3 (II)6	
	◎ 介護職員処遇改善加算	総単位数の 5.9%	総単位数の 5.9%	

(注) 個別機能訓練加算は体制が整い次第、算定させていただきます。(事前にお知らせいたします。)

## 2 短期入所生活介護（ショートステイ）料金変更表

(予防) 短期入所生活介護料金 (1日あたり)

(単位 円)

	区分	変更前		変更後	
		従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
基本料金	要支援 1	433	438	437	437
	要支援 2	538	539	543	543
	要介護 1	579	599	584	584
	要介護 2	646	666	652	652
	要介護 3	714	734	722	722
	要介護 4	781	801	790	790
	要介護 5	846	866	856	856
加算	◎ (1)機能訓練体制加算		12		12
	△ (2)個別機能訓練加算		56		56
	△ (3)看護体制加算 I		4		4
	△ (4)看護体制加算 II		8		8
	◎ (5)夜勤職員配置加算		13		13
	△ (6)医療連携強化加算		58		58
	◎ (7)サービス提供体制強化加算	(Iイ)18、(Iロ)12、 (II)6、(III)6		(Iイ)18、(Iロ)12、 (II)6、(III)6	
	○ (8)緊急短期入所受入加算		90		90
	△ (9)長期利用者減算		-30		-30
	△ (10)生活機能向上連携加算		200 (100)		200 (100)
	△ (11)認知症専門ケア加算				(I)3 (II)4
	○ (12)送迎加算		184		184
	○ (13)療養食加算		18 (1日)		6 (1回)
	◎ (14)介護職員処遇改善加算		総単位数の 8.3%		総単位数の 8.3%

(1)~(6)、(8)は介護のみ算定 (予防は算定されません)

滞在費・食費に変更はございません。

(食費) 朝 280 円、昼 550 円、夕 550 円

(滞在費) 個室 1,150 円、多床室 840 円

## 3 居宅訪問介護（ホームヘルパー）料金変更表

(1) 訪問介護料金 (1回あたり)

(単位 円)

	区分	変更前	変更後
身体介護	(1) 20分未満	165	165
	(2) 20分以上30分未満	245	248
	(3) 30分以上1時間未満	388	394
	(4) 1時間以上1時間30分未満	564	575
	以降30分増す毎に+	80	83
生活援助	(5) 20分以上45分未満	183	181
	(6) 45分以上	225	223
	(2)~(4)にそれぞれ引き続き生活援助を20分以上45分未満行った場合。以降25分増す毎に+	67 (201を限度とする)	66 (198を限度とする)
通院介助	通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	97	98

「いちえ」等の有料老人ホーム等をご利用の方は所定料金の10%が減額されますが、区分支給限度額は減算前の単位が適用されます。

(2) その他加算

区 分		変更前	変更後
○	初期加算	200	200 (変更なし)
△	特定事業所加算	加算Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	加算Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ
△	生活機能向上連携加算	100	100、200
◎	介護職員処遇改善加算	総単位数の13.7%	総単位数の13.7%

当事業所は特定事業所加算を算定しておりません (H30.3月現在)

以上